明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（一六）　二

〔告　示〕

○国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画の変更を認定した件（内閣府五二一、五二二）　二

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件（国家公安委六）　三

○平成二十八年総務省告示第四百四十八号の一部を訂正する件（総務二二）　三

○消防表彰規程の一部を改正する件（消防庁六）　三

○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務四八）　三

○拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約への締約国の追加に関する件（同四九）　四

○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（同五〇）　四

○労働安全衛生法の規定により登録性能検査機関の事務所の名称及び所在地を変更する件（厚生労働三一）　四

○労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の規定により登録検査業者検査員研修機関の事務所の所在地を変更する件（同三二）　五

○保安林の指定をする件（農林水産二四〇～二四四）　五

○保安林の指定を解除する件（同二四五～二五〇）　六

○肥料を登録した件（同二五一）　六

○肥料の登録が失効した件（同二五二）　六

○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（経済産業二一）　六

○電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件（同二二）　七

○昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する件（国土交通九二）　七

○登録海技免許講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示の一部を改正する件（同九三）　七

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同九四～九七）　八

○道路に関する件（近畿地方整備局一八）　八

○道路に関する件（中国地方整備局四）　九

○都市計画に関する件（同五）　九

〔国会事項〕

〔人事異動〕

法務省　外務省　最高裁判所　九

〔公　告〕

諸事項

官庁

押収物還付、財団、建設業の許可の取消処分関係　九

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、会社更生、再生関係　一〇

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　一六

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（政令第一六号）（消費者庁）

1　公益通報者保護法（平成一六年法律第一二二号）別表第八号の政令で定める法律として、航路標識法（昭和二四年法律第九九号）を追加することとした。（本則関係）

2　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。